

## 『内証仏法相承血脈譜』達磨大師血脈譜の成立過程

浜田久美子

はじめに

『内証仏法相承血脈譜』（以下『血脈譜』）は、弘仁十年（八一九）に最澄が「円密禪戒」の四種相承の法脈を記した書で、翌年に『顕戒論』とともに嵯峨天皇に進上された（「上顕戒論表」）。「円密禪戒」は、天台（円）・真言（密）・禪・大乘戒を表し、『血脈譜』には、禪の「達磨大師付法相承師師血脈譜」を筆頭に、「天台法華宗相承師師血脈譜」「天台円教菩薩戒相承師師血脈譜」「胎藏金剛両曼荼羅相承師師血脈譜」「雑曼荼羅相承師師血脈譜」という「禪円戒密」の順で収録されている。

『血脈譜』のテキストは、『伝教大師全集』や『日本大藏経』に収録され、『昭和新聞国訳大藏経』や『高僧名

著全集』に読み下しがある<sup>1)</sup>。しかし、史料そのものに関する研究はほとんどない。東京国立博物館と京都の妙法院には平安時代後期とされる古写本が残るが、これらの書誌学的な研究はほとんど行われていない<sup>2)</sup>。そこで、本稿では、『血脈譜』収録の「達磨大師付法相承師師血脈譜」（以下「達磨大師血脈譜」）について、古写本にもとづく校訂本文を作成し、末尾に付した。

『血脈譜』は、系図と本文で構成されるが、その配置は諸本で異同がある。先行研究には、系図が先に成立し、本文は後に追記されたとの見解もあるが<sup>3)</sup>、本稿では、「達磨大師血脈譜」冒頭の系図（末尾の校訂本文（1））が「西国仏祖代相承伝法記」の引用文に含まれるため、両者一体の形で編纂されたと考える<sup>4)</sup>。

以下で、禪の血脈で重要な位置を占める来日僧の道瑤に注目し、「達磨大師血脈譜」の成立過程を論じたい。

## 一 大通・普寂・道瑤譜の検討

「達磨大師血脈譜」には、瞿曇（釈迦）から最澄までの血脈譜が記されている。達磨―恵可―僧璨―道信―弘忍―神秀―普寂という禪（北宗禪）の法脈は中国史料にもみえるが、普寂の弟子に、天平八年（七三六）に来日した唐僧道瑤が位置付けられ、道瑤の弟子の行表、その弟子の最澄への相承が記されている。

道瑤は、洛陽大福先寺の僧で、日本に戒律を伝えるために来日した。舍人親王から伝戒律師の招来を要請され入唐した栄叡と普照は、大福先寺の定賓のもとで受戒しているから、この寺の僧という理由で道瑤が選ばれたとみられる。

栄叡・普照が招来した伝戒者としては、天平勝宝六年（七五四）に来日した鑑真が著名であるが、道瑤はその十八年前にインド僧菩提僊那と来日し、ともに大安寺に止住している。天平勝宝三年（七五一）四月には、菩提

僊那が僧正、道瑤は律師となり、翌年の東大寺大仏開眼会では、菩提僊那が開眼師、道瑤が呪願師を務めた。天平宝字四年（七六〇）閏四月に五十九歳で入寂した。

『唐大和上東征伝』の撰者淡海三船は、道瑤のもとで沙弥となり、吉備真備は「道瑤和上纂」を著している（後述）。淡海三船は石上宅嗣とならぶ「文人之首」として、吉備真備は唐に名を馳せたのは阿倍仲麻呂と吉備真備のみであるとして、それぞれ『続日本紀』に記された人物である。また、石川垣守（恒守）も道瑤の影響を受けて菩薩戒を受けた。彼らが師と仰ぐ点でも道瑤の存在は注目されるべきであろう。

以下で、「達磨大師血脈譜」の大通譜から道瑤譜を検討したい。史料には、末尾の校訂本文に用いた(10)と(12)の通し番号をそのまま使用した。(12)は、引用文献を明らかにするため、①⑤の段落に分けた。

### (10) 唐朝大通和上

謹案吉備朝臣真備作道瑤和上纂云、「大通禪師者、当則天之朝、肩輿上殿、跏趺坐觀。君。大聖皇后所

奉之尊号、号曰「大通」。本号「神秀」。請為「兩京法主」也。

(11) 花嚴寺普寂和上

謹案「注菩薩戒經序」云、「普寂禪師、為人所尊、一如「大通和上」。即入室弟子、骨氣倜儻、儒典尺包、雅志淵法、円章窮「底」。終年竟歲、道俗滿「寺」、理戒声合。受「法雲奔」、日夜無間、誨誘忘「疲」。法化之盛、豈以「言筆」、而能歎「述之」哉。

(12) 大唐大先福寺道璿和上（日本大安寺西唐院）

① 天平宝字年中、正四位下大宰府大貳吉備朝臣真備纂云、「大唐道璿和上、天平八歲、至「自」大唐」。戒行絕倫、教誘不「怠」。至「天平勝宝三歲」、聖朝請為「律師」。俄而以「疾退」居比蘇山寺」。常自言曰、「遠尋「聖人」、所「以成」聖者、必由「持」戒、以「次漸登」。和上每誦「梵網之文」。其誦誦之声、零々可「聽」、如「玉如」金、發「人善心」。吟味幽微、律藏細密、禪法玄深。a 遂集「註菩薩戒經三卷」、非「我輩之所」逮、更何得「以」称述」。b 自「余行迹」、具載「碑文」。

② 其前序云、「昔三歲菩提達磨、天竺東來、至「於漢

地、伝「禪法於惠可」。々伝「僧璨」、々伝「道信」、々伝「弘忍」、々伝「神秀」、々伝「普寂」。c 々即我律師所「事和上也」。本在「高山」、流「伝禪法」、人衆多歸。故有「勸請入」東都、常在「花嚴寺」伝法。故曰「花嚴尊者」。

③ 璿和上四季追福文云、「春季三月内、奉「為達磨和上、乃至第七花嚴和上、乃湯沢和上、並十方法界、無辺三寶」、滅「除根本無明、十地罪障、一切微細、所知煩惱」。夏季六月内、奉「為無始時來、一切師僧、乃至禪河和上、及並府三師七証、并尽未來際、十方法界、一切師僧善友」、一日一夜、供「礼」礼尽法界虚空界、一切三寶」、永斷「身口七支破戒、及三業、毀「破三聚淨戒」之罪」。秋季冬季二節、如「願文説」。天平宝字三年三月廿五日、峯林下發願」。

④ 謹案、璿和上書云、「又吾院堂内、所「供之灯、自「今以後、至「礼仏時」、加「炷令」明、礼仏了即、唯留「一茎灯心」也。如「是可得」免「燻」仏像「之罪過」也」。

⑤ 行表数々、自親看「檢之」也。付法之文、具如「遺言」。

まず、(10) 大通譜は、吉備真備による「道璿和上纂」を引用している。引用部分には、神秀が則天武后から大通の号を賜ったことがみえる。だが、唐・張説撰の「荊州玉泉寺大通禪師碑銘并序」(以下「大通碑文」)や『旧唐書』卷一九一・神秀伝には、中宗の神龍二年(七〇六)の神秀入寂後に、大通禪師の諡号が賜われたとあるから、七〇五年に没した則天武后から「大通」の尊号を賜ったという「道璿和上纂」の記述とは合致しない。

一方で、大通碑文には、神秀が久視年中(七〇〇)に則天武后に招かれ、「跣坐觀」君、肩輿上「殿」したことや、「兩京法主・三帝国師」として仰がれたことなど、「道璿和上纂」と共通の表現がみられる。吉備真備が帰国後献上したもののなかには、張説が編纂に加わった大衍曆もあり、大通碑文の写しを伝えたとしてもおかしくない。あるいは、道璿所蔵の大通碑文を真備が写したのかもしれない。

次に(11) 普寂譜は、「注菩薩戒経序」からの引用である。「注菩薩戒経」は(12) 道璿譜の傍線aにみえる

道璿撰の「註菩薩戒経三卷」とみられる。寛治八年(一〇九四)成立の『東域伝燈目錄』にある「註梵網経三巻道璿師於日本撰之」と同一のものと解され、現存しないが、逸文が光定(七七九—八五八)の『伝述一心戒文』や凝然(一二四〇—一三二二)の『梵網戒本疏日珠鈔』などに散見する。<sup>6)</sup>

引用部分は、普寂が大通同様に尊ばれ、弟子も優秀で、一年中道俗が寺にあふれるなど、普寂一門の繁栄が記されている。序文は道璿による自序かもしれないが、他序の可能性もある。いずれにしても、道璿の編著で大通—普寂の法脈とその繁栄を述べ、道璿がそれを相承していることを示したとみられる。

(12) 道璿譜は、「達磨大師血脈譜」のなかでも記述が多く、中国の禪と日本での相承を結ぶ道璿の役割が重視されたとみられる。

①は(10) 大通譜同様、「道璿和上纂」からの引用である。大通譜にはない「天平宝字年中、正四位下大宰府大式吉備朝臣真備纂云」という説明から、道璿譜が大通譜に先行して成立したと考えられる。「道璿和上纂」は、

「道瑤和上伝纂」と呼ばれることが多いが、<sup>(1)</sup>「道瑤和上纂」の逸文は、「達磨大師血脈譜」にみえるのみであるから、「道瑤和上纂」とすべきであろう。

吉備真備が正四位下大宰大貳であったのは、天平勝宝六年（七五四）四月の任命以降天平宝字八年（七六四）正月己未（二十一日）の造東大寺長官任命以前である。また、傍線bで道瑤の碑文に言及されているため、「道瑤和上纂」の成立は天平宝字四年（七六〇）閏四月の道瑤示寂ののち、真備の帰京以前の天平宝字七年末までとみられる。<sup>(2)</sup>

道瑤が、天平勝宝三年（七五一）に律師となったのち、「比蘇山寺」（吉野の現光寺）に退いたという記述は、「延暦僧録」の道瑤伝（註11）にはみえず、のちの『東大寺要録』や『七大寺年表』のもとになった記事といえる。道瑤は、天平勝宝六年の鑑真来日を受けて比蘇寺に隱遁し、そこで入寂したと理解されているが、<sup>(3)</sup>山林修行として大安寺との間を往来したとの見解もある。<sup>(4)</sup>

②は「其前序」からの引用である。これを（11）普寂譜の冒頭にみえる道瑤撰の「注菩薩戒経序」とみる説も

あるが、<sup>(5)</sup>ここでは、多くの先行研究が示すとおり、<sup>(6)</sup>①末尾にみえる「碑文」（道瑤碑文）の序（前序）とみておきたい。仮に「注菩薩戒経序」からの引用とすれば、普寂の師の表記が、大通（普寂譜）と神秀（②）で分かれる点や、②に神秀や普寂に対する尊称（「禪師」「和上」）がみえない点、さらに、「注菩薩戒経序」が道瑤の自序なら、傍線c「寂即我律師所事上也」の「我律師」が道瑤のことを指す点などの矛盾が生じる。

②は、菩提達磨から普寂に至る法脈と、普寂が道瑤の師で、洛陽花嚴寺に住み、花嚴尊者と呼ばれたとの内容から成る。達磨から普寂までの法脈や、普寂が長安年間（七〇一—七〇四）に嵩山嵩岳寺に止住したこと、開元十三年（七二五）玄宗の詔で洛陽敬愛寺に住し、その二年后に興唐寺に移り、そこで入寂したことは、普寂の碑文である唐・李邕撰の「大照禪師塔銘」（『全唐文』卷二六二）にみえる。

また、普寂が花嚴寺に住み、花嚴尊者と呼ばれたという記述の手がかりとなる碑文が、一九九六年に五臺山仏光寺で発見された。洛陽無名（七二二—七九三）の塔銘

で慧岌撰の「唐東都同徳寺故大徳方便和尚塔銘并序」である。そこには、「北祖華嚴、從漸而入、後訪南宗荷沢、自頓而証」の一節があり、楊曾文氏はこの「北祖華嚴」が普寂を指すとし、道璿譜が普寂を「華嚴尊者」と称する根拠とする。さらに伊吹敦氏は、無名のいた同徳寺が、開元二十一年（七三三）の改名以前は華嚴寺であったため（『唐公要』巻四八・華嚴寺）、無名がかつて師事した普寂も華嚴寺にいたと考えられること、「大照禪師塔銘」の「同徳興唐寺」の記述より、興唐寺・同徳寺・華嚴寺が同じ寺であったことを指摘している。

このように、道璿碑文の内容は信頼できるものであり、碑文が、道璿自身の情報をもとに、弟子や近しい人物により作成されたと考えられる。では、なぜ道璿碑文から道璿でなく普寂の記述が抽出されたのであろうか。普寂譜同様、道璿譜にも、道璿が達磨以来の禪の法脈に連なる普寂の弟子であることを示す役割があつたと思われる。

このような編纂意図を考えると、傍線cの「寂即我律師所事和尚也」は、道璿碑文の作者が書いたというよ

り、道璿譜編纂段階での「寂」に対する割書（即我律師所事和尚也）の可能性がある。「本在嵩山」以下が再び普寂のことを示しているため、本来は「寂本在嵩山」と続いたほうが文脈を理解しやすい。末尾の校訂本文からも明らかのように、行表譜や最澄譜には割書が含まれ、（9）弘忍譜には刊本では割書になつてい部分もある。

ところで、中国史料には、道璿が普寂の弟子であつたことを示す明確な史料は見出されていない。『景德伝燈録』巻四・前嵩山普寂禪師法嗣四十六人にみえる「瓦棺寺璿禪師」や、『宋高僧伝』巻十七・唐金陵鍾山元崇伝に元崇の師としてみえる「瓦官寺璿禪師」を道璿のこととする説があるが、道璿が瓦官寺のある南京にいたと確認できる史料はなく、また、王維の詩「調璿上人」が、開元二十九年（七四一）に璿禪師に会い作られたものであるため、七三六年に來日した道璿ではないとの指摘もある。普寂の弟子「瓦官寺璿禪師」を道璿とみるのは慎重になるべきであらう。

先行研究では、②部分も「道璿和上纂」からの引用と

する解釈や、①②③すべてが「道瑿和上纂」に含まれるとする解釈がある。しかし、①の傍線a以下は、「道瑿が『註菩薩戒経』三巻をまとめ、その功績は我々の及ぶところではない。更に何を述べることができようか。それ以外の行跡は詳しく碑文に載っている」という内容である。真備は詳細を道瑿碑文に託したのに、再び②で碑文の序を引用するだろうか。それに、「道瑿和上纂」が道瑿碑文から普寂の記述のみを抽出する理由もわからない。やはり②は「道瑿和上纂」とは別の道瑿碑文（作者不明）の一部とみるべきであろう。

③は「瑿和上四季追福文」からの引用であり、天平宝字三年（七五九）三月二十五日に発願された道瑿に拠る追善願文である。おもな内容は次のとおりである。

・春には、達磨和上から第七花嚴和上である湯沢和上、並びに十方法界と無辺三宝のために、根本無明・十地罪障という一切の罪業や煩惱の滅除を祈願した。

・夏には、遠い昔からの師僧や禅定中の僧、三師七証の僧、並びに未来永劫の十方法界と一切の師僧と善友のために、尽法界虚空界・一切三宝にお供えをして、身

口七支とそれらによる業（三業）や三聚浄戒への破戒に対する断罪を祈願した。

秋冬は「如願文説」とあるから、道瑿の追善文にはあつた内容を省略したものと思われる。

春季にみえる「湯沢和上」は、刊本では「陽沢和上」である。「第七花嚴和上の」という説明があるから、達磨から数えて七祖にあたる普寂のことであろう。普寂が「湯沢（陽沢）和上」と呼ばれている史料は見つからないが、「湯」は香湯（清浄な湯）を表し、「沢」は潤うことであるから、普寂の美称の可能性もある。あるいは、「沢」は呉音で「ジャク」と訓むため、「湯」を「フ」とは訓む根拠は見つかっていないが、「フジャク」の音が宛てたのかもしれない。詳細は今後の課題であるが、「湯沢和上」が普寂なら、道瑿が自らの師を普寂であると示した貴重な記事となる。

また、夏の部分にある「禅河和上」は、個人名ではなく、禅定を河に喩えた仏教用語で理解した。春が故人の冥福を祈る内容であるのに対し、夏は遠い過去・現在・未来にわたる幸福も祈る内容と思われる。

このような四季追福の願文は他に見つけることはできない。後藤昭雄氏によれば、中国の伝統的な文学規範では、願文が文学として扱われていなかったようで、『文心雕龍』『文選』『文苑英華』『唐文粹』などに願文の項目や類題はないという。<sup>20</sup>日本の事例として、空海作の願文や、『本朝文粹』など後藤氏が指摘する作品のなかには、③に類似する願文は見当たらず、また、『敦煌願文集』（黄徴・呉偉編校、岳麓書社、一九九五年）にも見つけられなかった。

④は、道璿和上の書からの引用で、礼仏の時には堂内の灯を明るくし、礼仏が済めば一茎の灯心とすることで、仏像が煤で黒くなるのを免れるという内容である。書の宛先は不明である。行表宛の可能性もあるが、確かではない。

⑤は、行表がたびたび自ら調べた、「付法の文」は遺言のようであった、という内容である。行表に対する敬称がないため、この部分は最澄ではなく、行表が書いたものであろう。すなわち、「達磨大師血脉譜」の地の文に、行表の文章が含まれていることになる。

行表が道璿に関する記事を調べたのであれば、道璿譜の①④のすべてが行表により集められた情報と考えられないだろうか。すなわち、道璿譜の編者は行表とみられる。

では、大通譜と普寂譜はどうだろうか。前述のように、大通譜と道璿譜はともに「道璿和上纂」を引用するが、「天平宝字年中、正四位下大宰府大貳」の語がみえる点で、道璿譜が大通譜に先行したとみられる。また、道璿譜の②③は、道璿が普寂の弟子であることを示すものである。このような編纂意図は、普寂譜が道璿撰の「注菩薩戒経」序の引用のみで構成される点と共通している。すなわち、大通譜・普寂譜もまた、大通―普寂―道璿の系譜を示す役割を果たしており、そのため大通譜・普寂譜も行表による編纂と考えてよいだろう。

⑤の「付法の文」の「付法」とは、師が弟子に教えを授けることである。それらがみな遺言のようであったというから、道璿の付法文が残っていたことがわかる。この点は後述する。

以上、大通・普寂・道璿譜についての分析を整理する



と次のとおりである。

・吉備真備による「道璿和上纂」は、「達磨大師血脈譜」の大通譜と道璿譜に引用され、天平宝字四年（七六〇）閏四月の道璿示寂後、吉備真備の帰京以前の天平宝字七年（七六三）末までに編纂されたとみられる。

・「達磨大師血脈譜」のうち大通譜は「道璿和上纂」から、普寂譜は道璿撰「注菩薩戒經」の序文からの引用文で構成される。道璿譜は、「道璿和上纂」、道璿碑文、道璿の四季追福文、道璿が弟子に宛てた書から構成され、これら道璿関係記事は行表が集めたものである。

・大通譜・普寂譜・道璿譜の撰者は行表であり、師の道璿が北宗禅の系譜に連なる普寂の弟子であるという道璿の血脈を明らかにするために編纂されたとみられる。

## 二 道璿の付法文―行表による編纂

これまでの分析から、「達磨大師血脈譜」には、最澄以前の行表が編纂した部分が存在することが明らかにな

った。そこで、道璿譜⑤にある「付法之文」に注目したい。これが弟子に教えを授けたものであり、行表はそれを遺言のようだと述べていることは前述のとおりである。注目したいのは、校訂本文に挙げた（５）達磨譜から（９）弘忍譜までが「付法簡子」を引用する点である。とりわけ、（７）僧璨譜（９）弘忍譜は「付法簡子」の引用のみで構成されている。

では「付法簡子」とは何か。『血脈譜』全体のなかで、「付法簡子」がみえるのは「達磨大師血脈譜」のみである。天台の血脈を示す「天台法華宗相承師師血脈譜」には「付法藏伝」からの引用がみえるが、これは北魏の吉迦夜・曇曜による『付法藏因縁伝』とされる。

確かに、『仏書解説大辞典』（小野玄妙編、大東出版社）をみても、「付法」を冠する書物は多い。しかし、「簡子」は竹の破片や、木の札のことで、書名として用いられるには違和感がある。

『三國遺事』巻四・真表伝簡には、開元二十八年（七四〇）に新羅僧真表が、地藏菩薩から淨戒を受けた後、靈山寺で修行を始めると弥勒菩薩が現れ、「占察経両卷」

と「証果簡子一百八十九介」を授かったという。このうち、第八簡子は「新得妙戒」の、第九簡子は「増得具戒」の諭えで、これらは弥勒の骨であり、残りはみな沈檀木で造ったもので、諸煩惱の諭えであるという。弥勒はこの伝法を世に伝えて人を救う「津筏」（手引き）とするよう伝えており、簡子が付法に関する木片であるとわかる。「付法簡子」も同様のものではなかったか。

占察経の占いに用いる木輪相は、サイコロのような小さなものだが、「達磨大師血脉譜」の「付法簡子」には多くの文字が書かれているから、ある程度の大きさが必要となる。そこで思い浮かぶのが、正倉院宝物などにみられる経巻を包む竹帙である。その裏に文字が書かれていた可能性がないだろうか。例えば、「新羅村落文書」は、正倉院中倉の華嚴経論帙の布心に貼られていた文書である。この経帙は竹製ではないが、東京国立博物館所蔵の「経帙（竹）」には、裏裂に江戸時代の修理についての墨書などがあるから、「付法簡子」が竹の経帙の裏に紙を貼って書かれたもの、あるいはそれに類似するものと考えておきたい。

「付法簡子」がこのように、書物ではなくメモ書きであれば、その作成者としてまず考えられるのは道瑤である。そうであれば、道瑤譜の⑤で、「付法之文、具如遺言」とある「付法之文」は「付法簡子」ということになる。

伊吹敦氏は、「付法簡子」を中国の禅宗文献とみて、道瑤の伝えた達磨法門の血脉の記録とみる常盤大定氏の見解を否定し、八〇一年成立の『宝林伝』の源流となる記述を含み、『敦煌出土神会録』中の「六代の伝記」と同様の表現もみられるため、荷沢神会派の史料であると考察している。そして、「一行三昧」を強調する点や、道信伝の神秘性の強調などが他の中国禅文献にはない特徴とみる。本稿では、「付法簡子」の形態は、竹帙などに付されたメモであっても、道瑤が典故としたであろう文献については、禅の教義を専門に研究する伊吹氏の見解を尊重したい。

普寂の弟子の道瑤が、神会寄りの思想を持つ点には疑問もあるが、北宗禅に属す系譜をもちながら、荷沢神会の思想と類似する（むしろ神会が影響を受けたとされ

る) 侯莫陳琰(六六〇―七一四)の存在も、伊吹氏が指摘するところである。あらためて「付法簡子」が道璿に拠るといふ仮説が成立し得るかどうかが、後考を俟ちたい。

なお、伊吹氏は(4)菩提達磨伝の「漢地相承師六代」以降も、袈裟の伝授の記事であるため「付法簡子」に基づくとして、乾元年間(七五八―九)の袈裟の入内の記述が含まれているため、「付法簡子」の成立をそれ以降としている。しかし、(4)菩提達磨伝の「漢地相承師六代」以降は「付法簡子」でなく、最澄による編纂とみれば、乾元年間の内容が含まれることも最澄の入唐以前なので矛盾がない。

したがって、本稿では「付法簡子」が道璿の付法文を指し、これを引用する(7)僧璨譜(9)弘忍譜と(5)達磨譜(6)恵可譜の「付法簡子云」部分も、行表による編纂と考えたい。行表の編纂はあくまでも道璿を普寂までの禅の法脈に結び付ける作業であったことになる。

### 三 最澄による編纂

以上のことから、「達磨大師血脈譜」のうち、最澄の編纂部分は、行表の編纂部分を除いた(1)～(4)の菩提達磨譜以前と(5)達磨和尚譜(6)恵可譜の「付法簡子云」以外と、(13)行表譜、(14)最澄譜となる。

(13)行表譜と(14)最澄譜が最澄の編纂であることは明らかであろう。行表譜の度縁や房主帳ではない「和上受・達磨心法」以降は最澄の文となる。また、最澄譜の冒頭は、東博本と妙法院折本が「案 最澄度縁」としており、「謹案」でない点が注目できる。自らの度縁を引用するので「謹案」ではなく「案」としたものと思われる。

「達磨大師血脈譜」には、達磨の譜として、(4)菩提達磨譜と(5)達磨和尚譜が別々に立項されている。「付法簡子」は(5)達磨和尚譜以降の祖に付されているから、行表段階の編纂でも、達磨以降の血脈譜は成立する。「付法簡子」の内容が、中国の諸祖に関わるもの

であるとの指摘に基づけば、行表が編纂した血脈は、中国の禪の法脈に、師である道璿を位置づけるものであった。それが、『血脈譜』の序に、「謹纂三國之相承、以示一家之後業」とあるように、最澄の段階で、(4)以前の西天の法脈を追加し、さらに、道璿―行表―最澄という日本での相承部分を接続したものと考えられる。

最澄による編纂部分の出典については、伊吹氏の詳細な分析がある。その一部を紹介すると次のとおりである。

・(1)や(2)、(4)に引用される『西国仏祖代相承伝法記』(伝法記)は、貞元二十一年(八〇五)五月の最澄請来目録(越州録)にある「西国付法記一卷」とみられる。<sup>(37)</sup>

・(5)達磨和尚譜の「四行観序」の内容は、『楞伽師資記』(七二三年頃成立)「求那跋陀羅章」にみえるが、日本古代の史料に『楞伽師資記』への言及がないため、「求那跋陀羅章」の一部を独立させた散逸文献『跋陀三藏安心法』(『石山寺藏中聖教目録』にあり)が出典とみられる。<sup>(38)</sup>

・(5)達磨和尚譜の「梁武帝製達磨碑頌」と(6)惠可譜の「惠可和上碑銘」は、『宝林伝』(八〇一年成立)に収録されている。『宝林伝』は円仁の『日本国承和五年入唐求法目録』(八三九年)にみえるが、最澄が請来した記事はない。このため、最澄の越州録にみえる「達磨系図一卷」を、のちに円珍が請来した「禅門七祖行状碑銘」の原型とみなし、この「達磨系図」から「梁武帝製達磨碑頌」や「惠可和上碑銘」を引用したと考える。<sup>(39)</sup>

一点目については問題なく理解できる。二点目については、検証する準備がないため、結論は保留したい。ただし、最澄段階での編纂を前提とする本稿の論旨と矛盾するものではない。三点目について、『宝林伝』の成立は、十二世紀初頭の文献『大威経綱目指要録』(一一〇三年撰)や『祖庭事苑』(一一〇八年の序)には「貞元中」(七八五―八〇四)とあるのみで、貞元十七年(八〇一)とするのは、咸淳六年(一二七〇)撰の『釈氏通鑑』である。<sup>(40)</sup>このため、『宝林伝』の成立は八世紀末に遡ることも可能であろう。確かに、最澄の請来目録には

みえないが、八〇四年に入唐した最澄が、達磨碑や恵可碑のみえる巻八を部分的に筆写した可能性も捨てきれない。この三点目についても、検証は今後の課題とし、ここでは達磨碑文の内容を何らかの形で最澄が入手していたという程度に留めておく。

このほか、(3)に引用されている「周書」は『周書異記』のことであり、『唐護法沙門法琳別伝』(六四〇—四九成立)や、『法苑珠林』(六六八年成立)に類似の内容がみえる。『法苑珠林』は正倉院文書にもみえ、奈良時代の受容が知られるが、(3)にはない表現もみえることから、(3)の出典が別にある可能性も今後検討したい。

以上のことから、「達磨大師血脈譜」のうち、「付法簡子」と大通・普寂・道璿譜以外の部分は最澄の編纂とみても年代的な齟齬は生じない。最澄は、行表が道璿の付法文をもとに編纂した達磨から道璿までの血脈に、釈迦から達磨に至る西天の系譜と、行表―最澄につながる系譜をつなぎ、インドから中国を経て日本に及ぶ禪の血脈を創出したのである。

### むすびにかえて―「達磨大師血脈譜」の成立過程

以上、本稿での検討を踏まえ、「達磨大師血脈譜」の成立過程をまとめると次のとおりである。

・行表による編纂

吉備真備撰「道璿和上纂」を核とする道璿譜に、道璿の師である(10)大通譜と(11)普寂譜を加えるとともに、道璿が残した「付法簡子」をもとに、大通以前の(5)達磨譜から(9)弘忍譜までを加えて、道璿を中国の禪(北宗禪)の法脈に位置付けた。

・最澄による編纂

道璿以前の血脈については、(1)釈迦から(4)菩提達磨までの西天の系譜を加え、道璿以降については、(13)行表譜と(14)最澄自身の譜を作成して、道璿譜に接続した。

この二段階での編纂は、最澄譜の「達磨大師血脈譜」を構成する資料の伝来についての記述とも合致するであろう。すなわち、「其祖璿和上、自大唐一持来写伝達磨法門伝授」(『付法簡子』)をもとに、行表が作成してい

た道璿以前の血脈譜に、最澄が「台州唐興県天台山禪林寺僧脩然、伝授天竺大唐二国付法血脈」以下を加えたものとみられる。前者が比叡山蔵にあるのは、行表が伝えただけにほかならない。

では、行表による編纂はいつ頃であろうか。行表と道璿との関係は、行表譜にあるように、行表が天平十三年（七四二）十二月十四日の勅で得度した七七三人のうち（七九七）の一人で、師主が大安寺道璿であったこと、延暦十六年（七九七）に入寂した場所が、かつて道璿のいた大安寺西唐院であったことの二点が知られるのみである。

行表譜の「延暦十三年房主帳」には、行表が天平十五年（七四三）に興福寺北倉院で受戒したことがみえ、嗣永芳照氏は、「（道璿が）二年前の得度の際の師主であること等から考えて、行表受戒の戒師が道璿であったらうことは想像に難くない」とする。<sup>(1)</sup>しかし、行表譜にこの時の師主の記載はなく、道璿が興福寺にいたかどうかの検証も必要となる。現時点で受戒の師が道璿とは断定はできない。

行表譜にあるように、行表が近江大国師として、最澄

を得度させたのは、最澄十三歳の時、すなわち、宝亀十一（七八〇年）である。また、延暦二年（七八三）に行表の度縁を最澄に下付する際に、行表は大安寺伝灯法師位でかつ近江大国師であったことが知られる。行表がいつ大安寺に入り、どこで道璿に師事したかは明らかでないが、道璿が残した付法文を比叡山にもたらしたのは、大安寺僧でかつ近江大国師であった行表であり、それが最澄に引き継がれたと考えられる。

これらの断片的な事実から、行表が、道璿の法脈を明らかにする必要に迫られたのは、最澄との関係においてと考えられる。最澄が最初の僧位である修行入位を授かるのは延暦十年（七九二）十二月であるから、<sup>(2)</sup>行表における編纂時期はそれ以降で、延暦十六年（七九七）の行表の入寂以前、すなわち行表の晩年としておきたい。道璿と最澄を結ぶ行表については、まだ不明な点が多く、今後も検討が必要である。

註

- (1) 比叡山專修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第一(世界聖典刊行協会、一九七五年)。
- (2) 『伝教大師全集』第一(前掲註(1))、『日本大藏経』第七十五卷宗典部・天台宗顕教章疏一(増補改訂、鈴木学術財団、一九七六年)。
- (3) 『昭和新纂国訳大藏経』宗典部第一卷(東方書院、一九三〇年)、『高僧名著全集』第一卷(平凡社、一九三一年)。
- (4) 東博本について、福井康順「内証仏法相承血脈譜」新義(『福井康順著作集五 日本天台の諸研究』法藏館、一九九〇年、初出は一九八七年)には、「延長五年(九二七)の年時が見える二十三紙の精写本」と記し、「前東京国立博物館文部技官大西芳雄氏の助力による」と注を付している。だが、当該史料はすべて撮影され、東京国立博物館デジタルコンテンツで公開されているが、延長五年の記載は見当たらず、他に東博本を見つけて延長五年の年時に言及した論文は見当たらない。
- (5) 牛場真玄「傳教大師最澄の禪法相承について―天台法華宗傳法偈を中心として―」(『印度學佛教學研究』一七一―一九六八年)、福井康順前掲註(4)論文、同「内証仏法相承血脈譜」新義(承前) (前掲註(4)) 著書所収、初出は一九八八年)、養輪顯量「光定と『内証仏法相承血脈譜』

(『印度學佛教學研究』三八―二、一九九〇年)。

(6) すでに伊吹敦「最澄が傳えた初期禪宗文獻について」(『禪文化研究所紀要』二三、一九九七年)が、同様の理由で『血脈譜』が成立当初より現在の形で存在したとみなしている。

(7) 『唐大和上東征伝』(古典保存会、東寺観智院蔵古鈔本の複製、一九三二年)には次のようにある。

唐国諸寺三藏大徳、皆以戒律為入道之正門。若有不持戒者、不齒於僧中。於是、方知本國無伝戒人。仍請東都大福先寺砂門道濬律師、附副使中朝臣名代之舶、先向本國。去、擬為伝戒者也。

(8) 『延暦僧録』榮叡伝・普照伝(『日本高僧伝要文抄』第三収録)。

(9) 安藤更生「鑑真大和上伝之研究」(平凡社、一九六〇年、七三頁)、東野治之「鑑真」(岩波書店、二〇〇九年、三七―五一頁)。

(10) 『続日本紀』天平勝宝三年四月甲戌(二十二日)、『東大寺要録』巻二・供養章第三。

(11) 『延暦僧録』道濬伝(『日本高僧伝要文抄』第三収録)。本文は以下の通りである(藏中しのぶ『延暦僧録』注釈) 大東文化大学東洋研究所、二〇〇八年に拠る)。

釈道濬者、唐許洲人也。住河南府福先寺。俗姓衛氏、衛靈公之後也。抽簪入道、棄俗辭榮。負笈尋師、登

- 壇進具。○依「華嚴淨行品」、一々依行。經云、「若人依此而行、一切諸天・魔・梵・龍神・八部、声聞・獨覺、所不能動」。然璿、未終前一日、城中有化。俗人説「夢見道璿乘六牙白象、著白衣、向東而去。即天平宝字四年歲次庚子潤四月十八日終焉。春秋五十有九。既言、依如幻三摩提」。下從六地、依般若波羅蜜多、尽二八地。即与「華嚴淨行品」、理相扶会。然菩薩同凡、行位難識。今編上高僧伝、録以呈万代矣。
- (12) 『延暦僧録』淡海居士伝(『日本高僧伝要文抄』第三収録)。  
 (13) 『統日本紀』天応元年(七八二)六月辛亥(二十四日)、宝龜六年(七七五)十月壬戌(二日)。  
 (14) 『延暦僧録』瀧淵居士伝(『日本高僧伝要文抄』第三収録)。  
 (15) 柳田聖山「資料二 荊州玉泉寺大通禪師碑銘并序」(『柳田聖山集第六卷 初期禪宗史書の研究』法藏館、二〇〇〇年、初出は一九六七年)。  
 (16) 伊吹敦 a 「日本の古文獻から見た中国初期禪宗―大安寺道璿の『集註梵網經』を中心に―」(『東洋思想文化』二、二〇一五年)、b 「道璿撰『註菩薩戒經』佚文集成」(『東洋思想文化』三、二〇一六年)。  
 (17) 竹内理三編『寧楽遺文』下巻(訂正版、東京堂出版、一九六二年、初版は八木書店、一九四四年)、宮田俊彦『吉備真備』(人物叢書、吉川弘文館、初版は一九六一年)。

- (18) 吉備真備が天平宝字八年正月に致仕の表を大宰府に提出し、奏上されないうちに造東大寺長官に任命されたことが『統日本紀』宝龜元年十月丙申(八日)にみえる。  
 (19) 末木文美士「奈良時代の禪」(『日本仏教思想史論考』大藏出版、一九九三年)。  
 (20) 伊吹敦「初期禪宗と日本仏教―大安寺道璿の活動とその影響」(『東洋学論叢』三八、二〇一三年)。  
 (21) 田村晃祐編『最澄辞典』(東京堂出版、一九七九年、一八―二頁)。  
 (22) 末木文美士前掲註(19)論文、新川登龜男「太子伝の転回」(『上宮聖徳太子伝補闕記の研究』吉川弘文館、一九八〇年)、山本幸男「東大寺華嚴宗の教学と実践」(『奈良朝仏教史攷』法藏館、二〇一五年、初出は二〇〇八年)。  
 (23) 楊曾文「唐同徳寺無名和尚塔銘并序」的發現及其學術價值」(『仏学研究』二〇〇〇年第〇〇期、二〇〇〇年六月)。  
 撰者慧岌の生没年は不明であるが、碑文中に無名を「吾師」と称しているため、無名の弟子とみられる。  
 (24) 伊吹敦「道璿は本當に華嚴の祖師だったか」(『印度學佛教學研究』六〇―一、二〇一一年)。  
 (25) 宇井伯寿「北宗禪の人々と教説」(『禪宗史研究』岩波書店、一九三五年)。  
 (26) 伊吹敦前掲註(6)論文注(3)。



- (27) 新川登龜男前掲註(22) 論文。
- (28) 竹内理三編『寧楽遺文』下巻(前掲註(17)書)。道瑤譜①②③の後に大通譜を追加している。
- (29) 末本文美士前掲註(19)論文、山本幸男前掲註(22)論文でも同様に理解する。
- (30) 後藤昭雄「平安朝の願文―中国の願文を視野に入れて」『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七年。
- (31) 池平紀子「『占察善惡業報經』の成立と伝播について」(吉川忠夫編『唐代の宗教』朋友書店、二〇〇〇年)。
- (32) 『国際企画展示 文字がつなぐ 古代の日本列島と朝鮮半島』(国立歴史民俗博物館、二〇一四年、一六三―一六五頁)。
- (33) 東京国立博物館蔵「経帙(竹帙)」鎌倉時代・建久年間(重要文化財)。
- (34) 伊吹敦前掲註(6)論文。伊吹氏が批判する常盤大定氏の説は、「宝林伝の研究」(『続支那仏教の研究』春秋社、一九四一年、三三三頁)。
- (35) 伊吹敦「頓悟真宗金剛般若修行達彼岸法門要決」と荷沢神会(三崎良周編『日本・中国 仏教思想とその展開』(山喜房仏書林、一九九二年)、田中良昭「神会塔銘」と「侯莫陳寿塔銘」の出現とその意義」(『敦煌禅宗文献の研究』第二、大東出版社、二〇〇九年、初出は一九九八年)。
- (36) 伊吹敦前掲註(6)論文。
- (37) 伊吹敦前掲註(6)論文。
- (38) 伊吹敦「楞伽師資記」と『跋陀三藏安心法』―その日本の将来と天台宗への影響―(『東洋思想文化』四、二〇一七年)。なお、この論文の「附記」で、石山寺に『跋陀三藏安心法』の平安後期の写本が伝来していることがわかり、調査は今後であると記されている。
- (39) 伊吹敦前掲註(6)論文。
- (40) 柳田聖山「『宝林伝』の成立と祖師禪の完成」前掲註(15)書所収。
- (41) 「写書布施勘定帳」天平勝宝三年九月二十日(『大日本古文書』十二―一五六)。
- (42) 嗣永芳照「大安寺行表伝の研究」(『仏教史学』十二―三、一九六六年)。
- (43) 「最澄度縁」延暦二年正月二十日(『平安遺文』八一―三八八、四二八―一四書)。
- (44) 「僧網牒」延暦十年十二月二十八日(『平安遺文』八一―三一九九、四二八―七文書)。

### 【校訂本文】

#### 凡例

・底本には東京国立博物館所蔵卷子本(重要文化財)を

使用した。対校本には京都妙法院所蔵卷子本と折本のほか、近代の刊本を使用した。江戸期の写本と刊本は未調査であり、本格的な校訂本文の作成は今後の課題である。

・ 底本及び対校本と略称は以下の通りである。

東 東京国立博物館所蔵卷子本（重要文化財）

平安後期の写本とされる（『国宝・重要文化財大全』

七、毎日新聞社、一九九八年）

\* 東京国立博物館デジタルコンテンツ掲載画像の高

精度のもの（カラー）を利用

妙巻 妙法院所蔵卷子本（重要文化財）

序と達磨大師血脈譜の「浄飯王有二子」以前を欠く

平安後期の写本とされる（前掲『国宝・重要文化財

大全』七）

\* 東京大学史料編纂所所蔵の写真帳（白黒）と京都

国立博物館編『特別展覧会 妙法院と三十三間

堂』（日本経済新聞社、一九九九年、四六一―四七

頁）掲載のカラー写真（冒頭と奥書部分）を利用

妙 妙法院所蔵折本

表紙裏に「弘治三年（一五五七）梅月上旬、或所令  
朽損在之条、為仏法興隆加修覆畢、覚永記之」とい  
う修理銘がある。上部に痛みあり。

\* 東京大学史料編纂所所蔵の写真帳（白黒）と前掲

『特別展覧会 妙法院と三十三間堂』四八頁掲載

のカラー写真（冒頭と奥書部分）を利用

伝 比叡山専修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第

一（世界聖典刊行協会、一九七五年、初版は比叡山

図書刊行所、一九二六年）

底本は享保十七年（一七三二）刊本、対校本は曼殊

院所蔵元禄七年（一六九四）写本と享保四年（一七

一九）刊本

大 『日本大藏経』第七十五卷宗典部・天台宗顕教章

疏一（増補改訂、鈴木學術財団、一九七六年）

底本は旧版『伝教大師全集』第二（天台宗宗典刊行

会、一九二二年、この底本・対校本は一九二六年の

新版に同じ）

寧 『道璿和上伝纂』（寧楽遺文）下巻、訂正版、東

京堂出版、一九六二年）\*（12）の一部のみ

底本は旧版『伝教大師全集』第二(前掲)、対校本は解説に「天正十三年(二五八五)八月書写の奥書のある西教寺本」とある。西教寺本については『昭和現存天台書籍綜合目録』増補版(法蔵館、一九七八年)や『国書総目録』補訂版(岩波書店、一九九〇年)にみえず不明である。

・異体字などの表記は、原則として通用の字体に改め、校異は省略した。

・以下の文字も通用とみなし、校異は省略した。

花―華 惣―総 恵―慧 密―蜜 随―隨 磨―摩

廿―二十 卅―三十 卍―四十

・踊り字とそうでない表記は区別せず、校異は省略した。踊り字符号は「々」で統一した。

・内容にに応じて改行し、返り点を加え、(1) (14)に分けた。系図部分は□で囲み、割書は( )で記し

た。

・校異記号

ナシ 本文に該当文字がない場合(空白・抹消ではな

い)

傍補 本文にない文字が、傍書として補われている場

合。本文に別の字がある場合は、本文の文字を記し

( ) 内に傍書の文字を記した。

転倒符 転倒符が付されている場合

抹消符 抹消符が付されている場合

擦消 本文の文字が削られている場合

意改 意味の上で諸本にはない文字に改めた場合

達磨大師付法相承師々血脈譜一首

(1) 謹案 西国仏祖代「相承伝法記」云、

昔有 大師 名瞿曇

第一祖名尼樓羅王

第二祖名烏頭羅王

第三祖名瞿頭羅王

第四祖名尼休羅王

尼休羅王有<sup>2</sup>四子

第一名淨飯王  
 第二名白飯王<sup>3</sup>  
 第三名斛飯王<sup>4</sup>  
 第四名<sup>5</sup>甘露飯王<sup>6</sup>

淨飯王有二子<sup>1</sup>

一名悉達<sup>7</sup>多号为仏  
 二名<sup>8</sup>難陀出家

(2) 謹案<sup>2</sup>西国仏祖代、相承伝法記<sup>2</sup>云、悉達太子、十

九出家、三十成道。身長一丈六尺、有<sup>3</sup>夫人<sup>1</sup>、各  
 領<sup>2</sup>二万采女<sup>1</sup>围绕。第一夫人、名曰<sup>3</sup>瞿夷<sup>1</sup>、生<sup>2</sup>優  
 婆<sup>10</sup>摩那<sup>1</sup>出家。第二夫人名曰<sup>3</sup>耶輸陀羅<sup>1</sup>、生<sup>2</sup>羅  
 羅<sup>1</sup>出家。第三夫人名曰<sup>3</sup>鹿野<sup>1</sup>。夫人<sup>11</sup>生<sup>2</sup>善星<sup>12</sup>比  
 丘<sup>1</sup>出家。案<sup>13</sup>二十二遊経・瑞応経・及大智度論等<sup>1</sup>  
 出<sup>14</sup>矣。

(3) 垂迹釈迦大牟尼仏<sup>15</sup>

謹案<sup>2</sup>周書<sup>2</sup>云、仏是姫周第五帝昭<sup>16</sup>王在位時、癸丑  
 歲七月十五日、降<sup>2</sup>神母胎<sup>1</sup>。甲寅<sup>17</sup>之歲四月八日、  
 遊<sup>2</sup>迦毗羅衛国林微園<sup>1</sup>、在<sup>2</sup>母右脇<sup>2</sup>而生。壬申年二  
 月八日夜、踰<sup>レ</sup>城出家。至<sup>2</sup>周第六帝穆王在位時、癸<sup>18</sup>  
 未歲二月八日、三十成道。壬申歲二月十五日、於<sup>2</sup>  
 拘<sup>19</sup>尸那城<sup>1</sup>、年七十九、入<sup>2</sup>般涅槃<sup>20</sup>。

竜樹菩薩	迦那提婆	羅睺羅	僧伽難提
脇比丘	富羅奢	馬鳴菩薩	比羅比丘
弥遮迦 <sup>22</sup>	提多迦	仏陀難提 <sup>23</sup>	仏陀密多
摩訶迦葉	阿難	商那和修	優婆 <sup>21</sup> 鞠多

僧伽耶舍	鳩摩羅駄	闍夜多	婆修盤 <sup>24</sup> 陀
摩奴羅	鶴勒那 <sup>25</sup> 耶舍	師子尊者	舍那波 <sup>26</sup> 斯
婆須密	僧伽羅叉	優婆 <sup>27</sup> 堀 <sup>28</sup>	菩提達磨

(4) 謹案<sup>二</sup>伝法記<sup>二</sup>云、「其師子尊者、至<sup>三</sup>罽賓國<sup>一</sup>。提

王問、「大師從<sup>二</sup>彼國<sup>一</sup>來。要<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>諸法空<sup>二</sup>否<sup>一</sup>」。大師云、「已<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>謬<sup>一</sup>」。提王問云、「既得<sup>三</sup>法空<sup>二</sup>、生死有否<sup>29</sup>」。大師答云、「已<sup>レ</sup>離<sup>二</sup>生死<sup>一</sup>」。提王問、「既離<sup>二</sup>生死<sup>一</sup>、今欲<sup>レ</sup>損<sup>レ</sup>師、計<sup>レ</sup>応<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>懼<sup>一</sup>」。大師言「一任<sup>一</sup>」。提王遂揮<sup>レ</sup>劍斬<sup>二</sup>大師<sup>一</sup>。首落<sup>レ</sup>白乳湧<sup>レ</sup>高一丈。其提王右臂便落<sup>レ</sup>地。王遂敬<sup>30</sup>怖。弟子舍那婆斯、見<sup>二</sup>師被<sup>レ</sup>損、奔向<sup>二</sup>南天竺國<sup>一</sup>。

又<sup>31</sup>云、達磨大師謂<sup>二</sup>弟子仏陀耶舍<sup>一</sup>曰<sup>32</sup>、「汝可<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>往<sup>二</sup>振旦國<sup>一</sup>、伝<sup>三</sup>法眼<sup>二</sup>、看<sup>33</sup>中彼國信<sup>二</sup>如<sup>レ</sup>斯事<sup>一</sup>否<sup>一</sup>」。弟子耶舍、奉<sup>二</sup>師付囑<sup>35</sup>、便付<sup>レ</sup>舶來<sup>二</sup>此土<sup>一</sup>。耶舍到<sup>二</sup>秦中<sup>一</sup>、見<sup>二</sup>大德数千余人、坐禪加<sup>レ</sup>行精進<sup>一</sup>。忽聞<sup>二</sup>耶舍所<sup>レ</sup>説、無<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>一人信者<sup>一</sup>。皆言、「何有<sup>二</sup>此事<sup>36</sup>訛<sup>レ</sup>之説<sup>一</sup>」。遂令<sup>レ</sup>殯<sup>37</sup>耶舍<sup>38</sup>、向<sup>二</sup>廬山東林

寺<sup>一</sup>。其時遠大師、見<sup>二</sup>耶舍<sup>一</sup>來、遂請問、「大德從<sup>二</sup>西國<sup>一</sup>來、將<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>仏法流<sup>レ</sup>伝<sup>二</sup>此土<sup>一</sup>」。遂被<sup>レ</sup>殯<sup>39</sup>耶、其時耶舍答<sup>二</sup>遠大師<sup>一</sup>曰、「已<sup>レ</sup>手作<sup>レ</sup>拳。以<sup>レ</sup>拳作<sup>レ</sup>手<sup>40</sup>是事疾否<sup>一</sup>」。遠大師便悟<sup>41</sup>、將<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>煩惱与<sup>二</sup>菩提<sup>一</sup>大<sup>42</sup>性不<sup>二</sup>上也<sup>一</sup>。

後時耶舍無常、達磨大師知<sup>二</sup>弟子無常<sup>一</sup>、遂自泛<sup>レ</sup>船、渡來<sup>二</sup>此土<sup>一</sup>。初至<sup>二</sup>梁國<sup>一</sup>。武帝迎就<sup>レ</sup>殿<sup>43</sup>、問曰<sup>44</sup>、「朕<sup>レ</sup>造<sup>レ</sup>寺度<sup>レ</sup>人。写<sup>レ</sup>經・鑄像、有<sup>二</sup>何功德<sup>一</sup>」。達磨大師答云、「無<sup>二</sup>功德<sup>一</sup>」。武帝問、「何以<sup>45</sup>無<sup>46</sup>功德<sup>一</sup>」。達磨大師云、「此是有<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>之事、不<sup>二</sup>実<sup>47</sup>功德<sup>一</sup>」。不<sup>レ</sup>称<sup>二</sup>帝情<sup>一</sup>、遂發<sup>レ</sup>遣勞過。大師杖<sup>48</sup>錫、行至<sup>二</sup>嵩山<sup>一</sup>。逢<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>惠可志<sup>レ</sup>求勝法<sup>一</sup>。遂乃付<sup>レ</sup>囑<sup>49</sup>仏法<sup>一</sup>矣。漢地相承祖師六代、伝<sup>二</sup>達磨衣<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>信。能<sup>50</sup>大師、息不<sup>レ</sup>伝。今現在<sup>二</sup>曹溪塔所<sup>一</sup>。乾元年中奉<sup>二</sup>孝義皇帝<sup>一</sup>、

索<sup>2</sup>此衣<sup>1</sup>入内供養。嶺南不<sup>レ</sup>安<sup>51</sup>、節度使張休、奏

索<sup>レ</sup>衣。勅依<sup>レ</sup>奏、還<sup>2</sup>衣本<sup>52</sup>処<sup>1</sup>。其塔所放<sup>2</sup>光明<sup>1</sup>。

使司重奏、有<sup>レ</sup>勅詞<sup>1</sup>、耀<sup>2</sup>讀大師道德<sup>1</sup>矣。

(5) 後魏達磨和尚<sup>53</sup>

謹案<sup>2</sup>四行觀序<sup>1</sup>云、「法師者西域南天竺<sup>2</sup>大波<sup>54</sup>羅門國

王第三之子也。神惠疎朗、聞<sup>2</sup>皆曉悟<sup>1</sup>、志存<sup>2</sup>摩訶

衍道<sup>1</sup>。故捨<sup>レ</sup>素從<sup>レ</sup>緇、紹<sup>2</sup>隆聖<sup>56</sup>種<sup>1</sup>。冥心虛寂、

通<sup>2</sup>鑒世事<sup>1</sup>、内外俱明、德超<sup>2</sup>世表<sup>1</sup>。悲<sup>2</sup>海<sup>57</sup>辺隅、

正教陵替<sup>58</sup>、遂能遠涉<sup>2</sup>山海<sup>1</sup>、遊<sup>2</sup>化漢魏<sup>1</sup>。忘

心<sup>59</sup>之士、莫<sup>60</sup>不<sup>2</sup>歸信<sup>61</sup>、存<sup>レ</sup>見之流、乃生<sup>2</sup>譏

謗<sup>1</sup>。于<sup>レ</sup>時、有<sup>2</sup>沙門道<sup>62</sup>育、惠可<sup>1</sup>。年雖<sup>2</sup>後生、

携志高遠。幸逢<sup>2</sup>和尚<sup>1</sup>、事<sup>レ</sup>之數載、虔恭諮啓、善

蒙<sup>2</sup>師意<sup>1</sup>。法師<sup>63</sup>感<sup>2</sup>其精誠<sup>1</sup>、誨<sup>2</sup>以真道<sup>1</sup>矣。

又付法簡子云、「達磨大師、葬經<sup>2</sup>二七日<sup>1</sup>、後魏問<sup>2</sup>

聘<sup>64</sup>国使宗<sup>65</sup>雲、於<sup>2</sup>葱嶺上<sup>1</sup>、逢<sup>2</sup>一胡僧<sup>1</sup>。一脚

着<sup>66</sup>履、一脚跣足。語<sup>2</sup>宗<sup>67</sup>雲<sup>1</sup>曰、「汝漢地天子、今

日無常<sup>1</sup>。宗<sup>68</sup>雲紙筆記<sup>2</sup>之日月<sup>1</sup>。宗雲<sup>69</sup>歸至、見<sup>69</sup>

帝已崩<sup>1</sup>。所<sup>レ</sup>記日月、驗<sup>レ</sup>之一無差別<sup>1</sup>。宗雲<sup>70</sup>与<sup>2</sup>朝

庭百官並達磨門徒等<sup>1</sup>、共發<sup>2</sup>墓開棺<sup>1</sup>、不<sup>レ</sup>見<sup>2</sup>師身<sup>1</sup>。

唯見<sup>2</sup>棺中<sup>1</sup>、有<sup>2</sup>一隻履<sup>1</sup>、举国知<sup>2</sup>聖矣<sup>1</sup>」。

又梁武帝製達磨錘<sup>70</sup>頌云、「楞伽山頂生<sup>2</sup>宝月<sup>1</sup>、中有<sup>2</sup>

金人<sup>1</sup>披<sup>2</sup>縷褐<sup>1</sup>、形同<sup>2</sup>大地<sup>1</sup>体如<sup>2</sup>空<sup>1</sup>、心如<sup>2</sup>瑠璃<sup>1</sup>色

如<sup>2</sup>雪<sup>1</sup>。逃<sup>71</sup>磨<sup>72</sup>迷<sup>72</sup>螢恒淨明、披<sup>2</sup>雲卷<sup>1</sup>霧心且<sup>73</sup>

徹、芬陀利花用<sup>2</sup>嚴身<sup>1</sup>、隨<sup>2</sup>緣觸<sup>1</sup>物常歡悅。不<sup>レ</sup>有<sup>2</sup>不

無<sup>2</sup>非<sup>1</sup>去來<sup>1</sup>、多聞弁才無<sup>2</sup>法說<sup>1</sup>、實哉空哉離<sup>2</sup>生有<sup>1</sup>、

大之小之衆緣絶。刹那而登<sup>2</sup>妙覺心<sup>1</sup>、躍<sup>2</sup>鱗惠海<sup>1</sup>超<sup>2</sup>

先哲<sup>1</sup>、理応<sup>2</sup>法水<sup>1</sup>永長流、何斯<sup>74</sup>暫<sup>75</sup>涌還暫竭。璃

<sup>76</sup>龍珠内落<sup>2</sup>心灯<sup>1</sup>、白毫惠刃当<sup>2</sup>鋒缺、生途忽焉惠眼

閉、禪河駐<sup>2</sup>流法梁折。無<sup>レ</sup>去<sup>77</sup>無<sup>レ</sup>來<sup>78</sup>無<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>非<sup>1</sup>、彼

此形体心碎裂、住焉去焉皆歸<sup>2</sup>寂<sup>1</sup>、々内何會存<sup>2</sup>哽

咽<sup>79</sup>。用<sup>レ</sup>之執<sup>レ</sup>手以伝<sup>レ</sup>灯<sup>1</sup>、生死去來如<sup>2</sup>電掣<sup>1</sup>、有<sup>2</sup>

能至誠心<sup>1</sup>不<sup>レ</sup>疑、劫火<sup>80</sup>燃灯斯不<sup>レ</sup>滅。一真之法尽可

有<sup>レ</sup>、未<sup>レ</sup>悟<sup>2</sup>迷途<sup>1</sup>茲是竭<sup>81</sup>」。

校異 \*1~6は妙卷欠

1代(東・妙) | 代代(伝・大)

2有(妙・伝・大 | ナシ(東)

- 3 以下に改行して「白飯王有二子（一名調達破僧、是仏從兒。二名阿難出家、成阿羅漢）」（伝・大）
- 4 以下に改行して「斛飯王有二子（一名釈摩男出家。二名阿那律出家得天眼）」（伝・大）
- 5 名（東・伝・大）―ナシ（妙）
- 6 以下に改行して「甘露飯王有二子（一名婆婆出家。二名跋提出家）」（伝・大）
- 7 一名悉達（妙卷・伝・大）―一名達悉（東）―痛みあり、判読不能（妙）
- 8 二名（東・妙卷・伝・大）―痛みあり、判読不能（妙）
- 9 代（東・妙卷・妙）―代代（伝・大）
- 10 婆（東・妙卷・妙）―波（伝・大）
- 11 夫人（東・妙卷・妙）―ナシ（伝・大）
- 12 星（東・妙・伝・大）―生（妙卷）
- 13 案（東・妙卷・妙）―委出（伝・大）
- 14 出（東・妙卷・妙）―ナシ（伝・大）
- 15 仏（東・妙卷・妙）―尊（伝・大）
- 16 昭（妙卷・伝・大）―照（東・妙）
- 17 寅（東・妙・伝・大）―宣（妙卷）

- 18 癸（東・妙・伝・大）―祭（妙卷）
- 19 拘（東・妙）―拘（妙卷・伝・大）
- 20 般（東・妙・伝・大）―ナシ（妙卷）
- 21 婆（東・妙・伝・大）―波（妙卷）
- 22 弥遮迦（妙卷・妙）―弥鹿迦（東）―弥遮迦（提多迦の次にアリ）（伝・大）
- 23 提（妙卷・伝・大）―陀提（東・妙）
- 24 盤（東・妙卷）―槃（妙・伝・大）
- 25 那（東・妙卷・妙）―ナシ（伝・大）
- 26 波（東・妙卷）―婆（妙・伝・大）
- 27 婆（東・妙・伝・大）―波（妙卷）
- 28 堀（東・妙卷・妙）―掘（伝・大）
- 29 否（東・妙）―懼否（妙卷・伝・大）
- 30 敬（東）―驚（妙卷・妙・伝・大）
- 31 又（東・妙卷・伝・大）―「又」上部に書入れあり。痛みあり、判読不能（妙）
- 32 曰（東・妙卷・妙）―云（伝・大）
- 33 看（東・伝・大）―者（妙卷・妙）
- 34 斯（東・妙卷・妙）―此（伝・大）

- 35 囑(東・妙卷・伝・大) | 属(妙)  
 36 天(東・妙卷・妙) | 妖(伝・大)  
 37 令殯(東・妙卷) | 令耶舍殯(妙「殯」に転倒符) | 殯(伝) | 擯(大)  
 38 耶舍(東・妙卷・伝・大) | ナシ(妙)  
 39 殯(東・妙卷・妙・伝) | 擯(大)  
 40 以拳作手(妙卷・妙・伝・大) | 作手(東)  
 41 便悟(妙卷・妙・伝・大) | 悟便(東)  
 42 大(東) | 本(妙卷・妙・伝・大)  
 43 殿(東・妙卷・妙) | 殿内(伝・大)  
 44 曰(東・妙卷・妙) | 云(伝・大)  
 45 何以(東・妙卷・妙) | 曰以何(伝・大)  
 46 無(妙卷・妙・伝・大) | 傍補(東)  
 47 実(東) | 是実(妙卷・妙・伝・大)  
 48 杖(妙卷・妙・伝・大) | 枝(東)  
 49 囑(東・妙卷・伝・大) | 属(妙)  
 50 能(東) | 至能(妙卷・妙・伝・大)  
 51 安(妙卷・妙・伝・大) | 案(東)  
 52 衣本(東・妙卷・伝・大) | 本衣(妙)
- 53 尚(東・妙卷・妙) | 上(伝・大)  
 54 大波(妙卷) | 大婆(妙・伝・大) | 波(東)  
 55 存(東・妙卷・伝・大) | 在(妙)  
 56 聖(東・妙・伝・大) | ナシ(妙卷)  
 57 海(東・妙) | 誨(妙卷・伝・大)  
 58 替(妙卷・伝・大) | 賛(東・妙)  
 59 心(東・妙卷・妙) | 己(伝・大)  
 60 莫(妙卷・妙・伝・大) | 傍補(東)  
 61 信(妙卷・妙・伝・大) | ナシ(東)  
 62 道(妙卷・妙・伝・大) | ナシ(東)  
 63 師(妙卷・妙・伝・大) | ナシ(東)  
 64 間聘(意改) | 問躬(東) | 聘(妙卷・伝・大) | 問(妙)
- 65 宗(東・妙卷・伝・大) | 宋(妙)  
 66 着(東・妙卷・妙・大) | 著(伝)  
 67 68 宗(東・妙卷・伝・大) | 宋(妙)  
 69 見(東・妙卷・妙) | ナシ(伝・大)  
 70 鐔(東・妙卷・妙) | 碑(伝・大)  
 71 72 迹(東・妙卷・妙) | 匪(伝・大)



- 73 且(東·妙·伝·大)——具(妙卷)  
 74 斯(東)——期(妙卷·妙·伝·大)  
 75 甞(東·妙)——暫(妙卷·伝·大)  
 76 璃(東·妙卷·妙)——驪(伝·大)  
 77 去(東·妙·伝·大)——来(妙卷)  
 78 来(東·妙·伝·大)——去(妙卷)  
 79 咽(東·妙卷·伝·大)——明(妙)  
 80 火(東·妙·伝·大)——大(妙卷傍補「火」)  
 81 竭(妙卷·伝·大)——渴(東·妙)

(6) 北齊惠可<sup>1</sup>——

謹案<sup>2</sup>惠可和上<sup>2</sup>錫<sup>2</sup>銘<sup>2</sup>云、「禪師諱惠可、武宰人也。顧<sup>3</sup>西望冀聞<sup>3</sup>甚深之法<sup>1</sup>乎<sup>4</sup>。三十年間、寐寤<sup>5</sup>慨歎。時西国有<sup>6</sup>達磨大師<sup>1</sup>、乃惣持之林苑<sup>6</sup>、不二之川沢也。為<sup>7</sup>金棺久寂<sup>1</sup>、微言且<sup>7</sup>絶、大教斯隱、誰其遵<sup>レ</sup>之。於<sup>レ</sup>是、発<sup>8</sup>悲愍心<sup>1</sup>、伝<sup>9</sup>風東夏<sup>1</sup>。策<sup>レ</sup>杖<sup>8</sup>請益、蹴<sup>10</sup>蹋禪門<sup>1</sup>、如<sup>11</sup>滿月之顯<sup>11</sup>高樓<sup>1</sup>、若<sup>12</sup>渤澥之吞<sup>12</sup>江漢<sup>1</sup>。禪師年卅、方始遇也。不<sup>レ</sup>捨<sup>13</sup>晝夜<sup>1</sup>、

精懃<sup>9</sup>。六年。大師曰、「夫求法者、不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>身為<sup>レ</sup>身、不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>命為<sup>レ</sup>命<sup>10</sup>、方得也」。禪師乃雪立而數宿、斷臂而無<sup>レ</sup>顧、投<sup>レ</sup>地<sup>11</sup>碎<sup>レ</sup>身、策<sup>12</sup>求開示<sup>1</sup>。大師乃喜曰、「我心<sup>12</sup>將畢。大教<sup>13</sup>已行。真法是可<sup>レ</sup>有矣」。命令<sup>レ</sup>執<sup>レ</sup>手、默付<sup>レ</sup>心灯<sup>1</sup>。持奉<sup>14</sup>楞伽、將為<sup>15</sup>要決<sup>14</sup>。爾乃啓<sup>16</sup>喜顏<sup>1</sup>、授<sup>17</sup>真教<sup>1</sup>。乃至大師印<sup>レ</sup>之、惟可禪師矣。繫<sup>18</sup>明重跡、則僧聚得<sup>レ</sup>之。相承宝光明々、大照一導<sup>19</sup>蒼生<sup>15</sup>、而無<sup>16</sup>尽<sup>16</sup>時<sup>1</sup>、万劫而不<sup>レ</sup>墜也。歎乎、達磨大師迺觀音聖人也」。

又付法簡子云、「達磨大師語<sup>2</sup>諸人<sup>2</sup>言、「有<sup>3</sup>三人得<sup>3</sup>我法<sup>1</sup>。一人得<sup>3</sup>我髓<sup>1</sup>、一人得<sup>3</sup>我<sup>17</sup>骨<sup>1</sup>、一人得<sup>3</sup>我<sup>18</sup>肉<sup>1</sup>。得<sup>3</sup>我髓<sup>1</sup>者是惠可、得<sup>3</sup>我骨<sup>1</sup>者道育、得<sup>3</sup>我肉<sup>1</sup>者尼惣持」。又達磨語<sup>2</sup>惠可<sup>1</sup>曰<sup>19</sup>、「我此法是諸仏甚深、般若波羅密法、亦是諸仏惣持法、亦是一切之<sup>20</sup>印、亦是如來禪、亦為<sup>21</sup>一行三昧<sup>1</sup>」。遂授<sup>22</sup>此法<sup>1</sup>、付囑<sup>21</sup>与<sup>23</sup>惠可<sup>1</sup>。又達磨曰、「我有<sup>24</sup>一領袈裟<sup>1</sup>、伝<sup>25</sup>授惠可<sup>1</sup>。我今以<sup>26</sup>此袈裟<sup>1</sup>、亦表<sup>27</sup>其信<sup>1</sup>。令<sup>28</sup>我後代伝法者<sup>1</sup>、得<sup>29</sup>有<sup>30</sup>承稟<sup>1</sup>。惠可說法、度<sup>31</sup>人、門徒<sup>32</sup>千万圍繞矣」。

(7) 隋朝峴<sup>22</sup>公<sup>23</sup>璨<sup>24</sup>

謹案<sup>二</sup>付法簡子<sup>一</sup>云、「隋朝沙門積僧璨、承<sup>三</sup>可大師<sup>一</sup>後、遂居<sup>二</sup>聞安<sup>25</sup>郡峴<sup>27</sup>山<sup>一</sup>。可大師具知<sup>二</sup>璨根行<sup>一</sup>、遂授<sup>二</sup>密語<sup>一</sup>、以為<sup>二</sup>法契<sup>一</sup>。傳<sup>三</sup>與<sup>一</sup>。僧璨於<sup>二</sup>師言下<sup>一</sup>、默受<sup>二</sup>密語<sup>一</sup>、如下<sup>二</sup>於<sup>一</sup>大海<sup>一</sup>獲<sup>中</sup>瑠璃<sup>28</sup>寶<sup>上</sup>。可大師語<sup>レ</sup>璨曰、「為<sup>レ</sup>欲<sup>下</sup>洪<sup>一</sup>持<sup>二</sup>佛法<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>不<sup>二</sup>斷絕<sup>一</sup>。達磨大師傳<sup>二</sup>一領袈裟<sup>一</sup>、與<sup>レ</sup>我。々今<sup>レ</sup>傳<sup>二</sup>付<sup>一</sup>囑<sup>29</sup>汝<sup>一</sup>」。遂取<sup>二</sup>袈裟<sup>一</sup>、傳<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>與<sup>一</sup>璨。令<sup>二</sup>傳法者<sup>一</sup>、通相授領。令<sup>二</sup>學道者<sup>一</sup>、得<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>宗旨<sup>一</sup>。惠可語<sup>レ</sup>璨曰、「汝好住、我歸<sup>二</sup>鄴都<sup>一</sup>、還<sup>レ</sup>統」。去語<sup>レ</sup>璨曰、「我以<sup>二</sup>身命<sup>一</sup>而求<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>法、好住努力々々<sup>一</sup>好住。我去也」。璨送至<sup>二</sup>峴橋<sup>一</sup>。可大師言、「一切衆生、本來涅槃<sup>33</sup>、無漏智性、本自具足、大事已畢。必<sup>レ</sup>須<sup>二</sup>慇懃<sup>一</sup>」。璨<sup>34</sup>受<sup>レ</sup>語已、即頂礼別<sup>二</sup>和上<sup>一</sup>。可大師天平載至<sup>二</sup>鄴都<sup>一</sup>」。

(8) 雙峯山道信和上

謹案<sup>二</sup>付法簡子<sup>一</sup>云、「時有<sup>二</sup>道信<sup>一</sup>、載十三、俗姓司馬。河內人也。開皇中、詣<sup>二</sup>峴山<sup>一</sup>、頂<sup>二</sup>礼<sup>一</sup>璨大師、仏<sup>36</sup>事<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>師。璨大師共<sup>二</sup>道信<sup>一</sup>語、具知<sup>二</sup>根行<sup>一</sup>。遂相

隨居<sup>二</sup>司空山<sup>一</sup>、親事不<sup>レ</sup>離<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>經<sup>二</sup>九載<sup>一</sup>。璨大師

見<sup>二</sup>道信<sup>一</sup>發言旨趣、唯求<sup>二</sup>解脫<sup>一</sup>。璨大師曰、「誰縛<sup>レ</sup>汝」。道信答言、「不<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>縛」。璨大師語<sup>二</sup>道信<sup>一</sup>曰、「汝既不<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>縛、何故言<sup>レ</sup>求<sup>レ</sup>解脫」。道信尋<sup>二</sup>師言下<sup>一</sup>、朗然大悟。璨大師知<sup>レ</sup>道信、得<sup>レ</sup>道更無<sup>二</sup>疑滯<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>諸衆中<sup>一</sup>、更無<sup>中</sup>過者<sup>上</sup>。便授<sup>37</sup>密語<sup>一</sup>、以為<sup>二</sup>法契<sup>一</sup>。付<sup>三</sup>與<sup>一</sup>。道信默受<sup>二</sup>密語<sup>一</sup>、猶如下<sup>二</sup>日輪<sup>一</sup>、処<sup>二</sup>於<sup>一</sup>虛空<sup>一</sup>、頓<sup>38</sup>現<sup>中</sup>一切色像<sup>上</sup>。璨大師語<sup>二</sup>道信<sup>一</sup>曰、「汝緣在此間」。受<sup>二</sup>我祖師袈裟<sup>一</sup>、以為<sup>二</sup>法信<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>汝廣<sup>二</sup>洪持<sup>一</sup>佛法、使<sup>レ</sup>不<sup>二</sup>斷絕<sup>一</sup>。璨<sup>39</sup>大師遂即取<sup>二</sup>袈裟<sup>一</sup>、付<sup>二</sup>與<sup>一</sup>道信、為<sup>レ</sup>信。令<sup>二</sup>後人<sup>一</sup>、得<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>傳授所由<sup>一</sup>矣。勅請再三、辭<sup>レ</sup>疾不<sup>レ</sup>應、振<sup>レ</sup>刀劔首、劍折無<sup>レ</sup>創、令<sup>レ</sup>王仰信<sup>一</sup>矣。

(9) 黃梅東山弘忍和上

謹案<sup>二</sup>付法簡子<sup>一</sup>云、「唐朝沙門積<sup>41</sup>洪忍<sup>42</sup>、承<sup>二</sup>信大師<sup>一</sup>。後信大師、歸至<sup>43</sup>雙峯山<sup>一</sup>、依<sup>二</sup>文殊般若<sup>一</sup>念仏、接<sup>二</sup>引群品<sup>一</sup>、引入<sup>二</sup>一行三昧<sup>一</sup>。於<sup>二</sup>大衆中<sup>一</sup>、遂有<sup>二</sup>僧洪忍<sup>一</sup>、親事<sup>二</sup>信大師<sup>一</sup>卅余載、不<sup>レ</sup>離<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>、

更無「昼夜」。洪忍問「大師」、「何者是一行三昧、謂諸  
 仏法身、与「衆生性」不「異故」。時第六<sup>45</sup>信大師、知  
 洪忍直入「一行三昧」、了「達甚深法」<sup>46</sup>界上、便伝「密  
 語」、以為「法契」、受「与洪忍」。洪忍<sup>47</sup>於「師言下」、  
 默受「密語」、如「娑竭」<sup>48</sup>羅竜王女、献「無値宝珠」。信  
 大師知「洪忍於」一切諸法、悉皆決了上。時信大師語  
 「忍曰」<sup>49</sup>、「大師所「伝袈裟、以為「法信」。今在<sup>50</sup>「我  
 袈裟」、分<sup>53</sup>付「与忍」矣」。

校異

- 1 北斉恵可(東) — 北曆恵可和尚(妙巻校異15囲み部分の  
 上にあり、底本の校異1部分には「北斉恵可和上」の貼紙  
 あり) — 北斉恵可和上(妙・伝・大)
- 2 鉢(東・妙巻・妙) — 碑(伝・大)
- 3 願(東・妙巻・妙) — 領(伝・大)
- 4 乎(東・妙) — 于(妙巻・伝・大)
- 5 寐寤(東・妙巻・妙) — 寤寐(伝・大)
- 6 苑(東・妙巻・伝・大) — 蒙(妙)

- 7 且(妙巻・妙・伝・大) — 旦(東)
- 8 杖(妙巻・妙・伝・大) — ナシ(東)
- 9 勲(東・妙巻) — 勤(妙・伝・大)
- 10 命(妙巻・妙・伝・大) — 傍補(東)
- 11 地(東・妙・伝・大) — ナシ(妙巻)
- 12 心(東・妙巻・妙・伝) — 命(大)
- 13 教(東・妙巻・伝・大) — 師(妙)
- 14 妙(東・妙巻・妙・伝) — ナシ(大)
- 15 囲み部分「北曆恵可和尚」の下に三行で記載(妙巻)
- 16 尽(妙巻・妙・伝・大) — ナシ(東)
- 17 我(妙巻・妙・伝・大) — 我髓者是恵可得我(東)
- 18 一人得我(妙巻・妙・伝・大) — 傍補(東)
- 19 日(東・妙・伝・大) — ナシ(妙巻)
- 20 之(東) — 法之(妙巻・妙・伝・大)
- 21 囑(東・妙巻・伝・大) — 属(妙)
- 22 峴(東) — 峴(妙巻・妙) — 峴(伝・大)
- 23 公(東) — 山(妙巻) — 公山(妙) — 公山僧(伝・  
 大)
- 24 臻(東) — 臻和上(妙巻・妙・伝・大)

25 聞(東・妙卷・妙・伝) | 聞(大傍書「イ同」)

26 安(妙卷・妙・伝・大) | 案(東)

27 峴(東・妙卷・妙) | 峴(伝・大)

28 瑠(東・妙卷・伝・大) | 琉(妙)

29 囑(東・妙卷・伝・大) | 属(妙)

30 得(東・妙・伝・大) | 後(妙卷)

31 努々力々(東・妙) | 努力(妙卷) | 努力努力(伝・大)

32 峴(東・妙卷・妙) | 峴(伝・大)

33 涅槃(妙・伝・大) | 涅槃(東) | 炎(妙卷)

34 璨(東・妙・伝・大) | 際(妙卷)

35 峴(東・妙卷・妙) | 峴(伝・大)

36 仏(東・妙) | 願(妙卷・伝・大)

37 授(東・妙卷・伝・大) | 伝授(妙)

38 頓(東・妙・伝・大) | 頓(妙卷)

39 璨(東・妙卷・伝・大) | 證(妙)

40 付(東) | 付属(妙卷・妙・伝・大)

41 积(東・妙・伝・大) | 数(妙卷)

42 洪忍(東・妙卷・妙・伝) | 洪忍(大傍書「与弘乎下

同)

43 婦至(妙卷・妙・伝・大) | 至婦(東)

44 左(妙卷・妙・伝・大) | 左左(東)

45 六(東・妙卷・妙・伝) | 六(大傍補「四乎」)

46 法(妙卷・妙・伝・大) | ナシ(東)

47 洪忍(東・妙「々々」・伝・大) | ナシ(妙卷)

48 竭(妙卷・伝・大) | 渴(東・妙)

49 日(東・妙卷・妙) | 云(伝・大)

50 在(妙卷・妙・伝・大) | 於在(東)

51 碑(東・妙卷・伝・大) | 碑(妙)

52 信大師碑銘、亦具載伝衣所由(伝・大は割書) | (東・妙

卷・妙は本文)

53 分(東・妙卷・妙) | 令(伝) | ナシ(大)

(10) 唐朝大通和上

謹案<sub>1</sub>吉備朝臣真備<sub>1</sub>作道璿<sub>2</sub>和上纂<sub>3</sub>云、「大通禪師者、当<sub>1</sub>則天之朝<sub>1</sub>、肩輿上<sub>1</sub>殿、跌坐觀<sub>1</sub>君。大聖皇后所<sub>1</sub>奉之尊号、号曰<sub>1</sub>大通<sub>1</sub>。本号<sub>1</sub>神秀<sub>1</sub>。請為<sub>1</sub>兩京法主<sub>1</sub>也<sub>1</sub>」。

(11) 花嚴寺普寂和上

謹案<sup>3</sup>注<sup>3</sup>菩薩戒經序<sup>2</sup>云、「普寂禪師、為<sup>レ</sup>人所<sup>レ</sup>尊。一如<sup>レ</sup>大通和上<sup>1</sup>。即入室弟子、骨氣倜儻、儒典尽包、雅志淵滋<sup>4</sup>、円章窮<sup>レ</sup>底。終年竟歲、道俗滿<sup>レ</sup>寺、理戒声<sup>5</sup>合。受<sup>レ</sup>法雲奔、日夜無間、誨誘忘<sup>レ</sup>疲。法化之盛、豈以<sup>レ</sup>言筆、而能歎<sup>6</sup>述之<sup>7</sup>哉。」

(12) 大唐大先<sup>7</sup>福寺道璿<sup>8</sup>和上 (日本<sup>9</sup>大安寺西唐院<sup>10</sup>)

① 天平宝字年中、正四位下大<sup>11</sup>宰府大貳吉備朝臣真備<sup>12</sup>纂云、「大唐道璿<sup>13</sup>和上、天平八歲、至<sup>レ</sup>自<sup>2</sup>大唐<sup>1</sup>。戒行絕倫、教誘不<sup>レ</sup>怠。至<sup>2</sup>天平勝宝三歲<sup>1</sup>、聖朝請為<sup>レ</sup>律師<sup>1</sup>。俄而以<sup>レ</sup>疾退<sup>1</sup>居比蘇山寺<sup>1</sup>。常自言曰、「遠尋<sup>14</sup>二聖人<sup>1</sup>、所以成<sup>レ</sup>聖者、必由<sup>2</sup>三持<sup>レ</sup>戒、以<sup>レ</sup>次漸登<sup>2</sup>。」和上每誦<sup>2</sup>梵網之文<sup>1</sup>。其誦誦之<sup>15</sup>声、零々可<sup>レ</sup>聽、如<sup>レ</sup>玉如<sup>レ</sup>金、發<sup>2</sup>三人善心<sup>1</sup>。吟味<sup>16</sup>幽微<sup>17</sup>、律<sup>18</sup>藏細密、禪法玄深。遂集<sup>2</sup>註菩薩戒經三卷<sup>1</sup>、非<sup>2</sup>我輩<sup>19</sup>之所<sup>20</sup>、速、更何得<sup>レ</sup>以<sup>2</sup>称述<sup>1</sup>。自余行迹<sup>21</sup>、具載<sup>2</sup>碑文<sup>1</sup>。」

② 其前序云、「昔三藏菩提達磨、天竺東來、至<sup>2</sup>於漢地<sup>1</sup>、伝<sup>2</sup>禪法於惠可<sup>1</sup>。々伝<sup>2</sup>僧璨<sup>1</sup>、々伝<sup>2</sup>道信<sup>1</sup>、々伝<sup>2</sup>弘忍<sup>1</sup>、々伝<sup>2</sup>神秀<sup>1</sup>、々伝<sup>2</sup>普寂<sup>1</sup>。々即我律師所<sup>レ</sup>事和上也。本在<sup>22</sup>高山<sup>1</sup>、流<sup>2</sup>伝禪法<sup>1</sup>、人衆多熾。故有<sup>レ</sup>勅請入<sup>2</sup>東都<sup>1</sup>、常在<sup>2</sup>花嚴寺<sup>1</sup>伝<sup>23</sup>法。故曰<sup>2</sup>花嚴尊<sup>24</sup>者<sup>1</sup>。」

③ 璿<sup>25</sup>和上四季<sup>26</sup>追福文<sup>27</sup>云、「春季三月内、奉<sup>2</sup>為達磨和上、乃至第七花嚴和上、乃<sup>28</sup>湯<sup>29</sup>沢和上、並十方法界、無辺三宝<sup>1</sup>、滅<sup>2</sup>除根本無明、十地罪障、一切微細、所知煩惱<sup>1</sup>。夏季<sup>30</sup>六月内、奉<sup>2</sup>為無始時來、一切師僧、乃至禪河和上、及並府三師七証、并尽未來際、十方法界、一切<sup>31</sup>師僧善友<sup>1</sup>、一日一夜、供<sup>2</sup>礼尽法界虚空界、一切三宝<sup>1</sup>、永斷<sup>2</sup>身口七支<sup>32</sup>破戒、及三業、毀<sup>2</sup>破三聚淨戒<sup>1</sup>之罪<sup>上</sup>。秋季<sup>33</sup>冬季二節、如<sup>2</sup>願文說<sup>1</sup>。天平宝字三<sup>34</sup>年<sup>35</sup>三月廿<sup>36</sup>五日、峯林下<sup>37</sup>發願<sup>38</sup>。」

④ 謹案<sup>2</sup>璿<sup>39</sup>和上書<sup>1</sup>云、「又吾<sup>40</sup>院堂内、所<sup>レ</sup>供之灯<sup>41</sup>、自<sup>レ</sup>今以後、至<sup>2</sup>礼仏時<sup>1</sup>、加<sup>レ</sup>炷令<sup>レ</sup>明、礼仏<sup>42</sup>了<sup>43</sup>即、唯留<sup>2</sup>一茎灯心<sup>1</sup>也。如<sup>レ</sup>是<sup>2</sup>可<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>免<sup>下</sup>燠<sup>2</sup>仏

像「之罪過上也」。

⑤ 行表数々、自親看「檢之」也。付法之文、具如「遺言」。

校異 \*13~38は寧(寧楽遺文)あり

- 1備(妙卷・妙・伝・大) | 吉備(東)
- 2璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大)
- 3注(東・妙卷・妙) | 註(伝・大)
- 4法(東・妙・伝・大) | 法(妙卷)
- 5声(東・妙卷・妙) | 蔽(伝・大)
- 6歎(東・妙・伝・大) | 難(妙卷)
- 7先(東・妙卷・妙) | 光(伝・大)
- 8璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大)
- 9日本(東・妙) | 日本国(妙卷・伝・大)
- 10日本(国)大安寺西唐院(東・妙・伝・大は割書) | (妙卷は本文)
- 11大(東・妙卷・妙) | 太(伝・大)
- 12備(妙卷・妙・伝・大) | 吉備(東)
- 13璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大・寧)

- 14尋(妙卷・妙・伝・大・寧) | ナシ(東)
- 15誦之(妙卷・妙・伝・大・寧) | 之誦転倒符(東)
- 16味(東・妙・大・寧) | 味(妙卷・伝)
- 17微(東・妙卷・妙・寧) | 味(伝) | 咏(大)
- 18律(妙卷・妙・伝・大・寧) | ナシ(東)
- 19輩(東・妙卷・妙・伝・大) | 輩(寧)
- 20所(東・妙卷・妙・伝・大) | 所以(寧)
- 21迹(妙・伝・大・寧) | 亦(東) | 述(妙卷)
- 22在(妙卷・妙・伝・大・寧) | ナシ(東)
- 23伝(妙卷・妙・伝・大・寧) | 僧(東傍補「伝」)
- 24尊(妙卷・妙・伝・大・寧) | 傍書(東)
- 25璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大・寧)
- 26季(東・妙卷・伝・大・寧) | 秀季(妙一文字目に抹消符)
- 27文(妙卷・妙・伝・大・寧) | 初文(東)
- 28乃(東・妙卷・妙) | 及(伝・大・寧)
- 29湯(東・妙卷・妙) | 陽(伝・大・寧)
- 30季(妙卷・妙・伝・大・寧) | 季季(東一文字目の「季」字の書き損じに抹消符)

31切(妙卷・伝・大・寧)―ナシ(東・妙)

32七支(東・妙卷・妙・伝・大)―友(寧)

33季(妙卷・妙・伝・大・寧)―傍補(東)

34三(東・妙卷・伝・大・寧)―寄三(妙)

35年(東・妙卷・伝・大・寧)―ナシ(妙)

36廿(東・妙卷・伝「二十」・大「二十」・寧「二十」)―

十(妙)

37下(東・妙卷・伝・大・寧)―ナシ(妙)

38願(東・妙)―願也(妙卷・伝・大・寧)

39璿(東・妙卷・妙)―璿(伝・大)

40吾(妙卷・妙・伝・大)―菩(東)

41灯(妙卷・妙・伝・大)―供灯(東)

42仏(妙卷・妙・伝・大)―ナシ(東)

43了(妙卷・妙・伝・大)―子(東)

(13)

大日本国大安寺行表和上<sup>1</sup>―

謹案<sup>2</sup>行表和上度縁<sup>1</sup>云、「釈行表者、大養<sup>2</sup>国<sup>3</sup>今名<sup>3</sup>大和国<sup>1</sup>也、葛上郡高宮郷戸主大<sup>4</sup>初位上檜前調使案<sup>5</sup>磨之男百戸。右奉<sup>1</sup>為天皇<sup>2</sup>、奉<sup>2</sup>天平十三年十

二月十四<sup>6</sup>日勅<sup>1</sup>、於<sup>3</sup>国宮中<sup>1</sup>、七百七十三人例得度。師主大安寺唐法師道璿<sup>7</sup>」。

又延暦十三年房主帳云、「伝灯法師位行表、年七十三、萬五十二、以<sup>2</sup>天平十五年三月廿九日<sup>1</sup>、於<sup>2</sup>興福寺北倉院<sup>1</sup>受戒(以上度縁并房主帳文也<sup>8</sup>)」。

和上受<sup>2</sup>達磨心法<sup>1</sup>、学<sup>2</sup>弘性法門<sup>1</sup>。内外清浄、住<sup>2</sup>持弘法<sup>1</sup>。又任<sup>2</sup>近江国滋賀郡比叡山右脚<sup>1</sup>、崇福之寺々主<sup>10</sup>。敬<sup>11</sup>造<sup>2</sup>観音宝像<sup>1</sup>、高一丈余、金色具<sup>レ</sup>相、手眼一千、即以安<sup>1</sup>置崇福寺堂<sup>1</sup>。又後任<sup>2</sup>近江大国師<sup>1</sup>。離欲清潔<sup>12</sup>、不<sup>レ</sup>染<sup>2</sup>物色<sup>1</sup>、住持清浄、畢<sup>2</sup>其任<sup>1</sup>也。最澄生年十三、投<sup>2</sup>大和上<sup>1</sup>。即当国々分金光明寺、補闕得度。即稟<sup>2</sup>和上可<sup>レ</sup>帰<sup>2</sup>心<sup>1</sup>一乘<sup>1</sup>。和上延暦十六年、春秋七十有余<sup>13</sup>、遷<sup>1</sup>化於大安寺西唐<sup>14</sup>院<sup>1</sup>。

(14)

大日本国比叡山前入唐受法沙門最澄

案<sup>15</sup>最澄度縁<sup>1</sup>云、「師主左京大安寺伝灯法師位行表<sup>1</sup>(以上度縁文)。其祖璿<sup>16</sup>和上、自<sup>2</sup>大唐<sup>1</sup>持来写伝達磨法門伝授、在<sup>2</sup>比叡山藏<sup>1</sup>」。

又去延曆末年、向<sup>二</sup>大唐国<sup>17</sup>一請益、更受<sup>二</sup>達磨付法<sup>一</sup>。  
 大唐貞元廿年十月十三日、大唐国台州唐興県天台山<sup>18</sup>禪  
 林寺僧脩然、伝<sup>1</sup>授天竺大唐<sup>二</sup>国付法血脈并達磨付法牛  
 頭山法門等<sup>一</sup>、頂戴<sup>19</sup>持来安<sup>二</sup>叡山<sup>一</sup>蔵<sup>一</sup>。

校異

1 大日本国大安寺行表和上(東・妙卷(12)道璿譜③の上に  
 あり)

- 2 養(東・妙卷・妙・伝) | 養徳(大)
- 3 国(東・妙・伝・大) | 円(妙卷)
- 4 大(東・妙・伝・大) | 大口(妙卷)
- 5 案(東・妙卷・伝・大) | 安(妙)
- 6 四(東・妙卷・伝・大) | 二擦消(妙)
- 7 璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大)
- 8 也(東・妙) | ナシ(妙卷・伝・大)
- 9 脚(東・妙卷・妙・伝) | 脚(大傍補「左乎」)
- 10 主(東・妙・伝・大) | 至(妙卷)
- 11 敬(東・妙・伝・大) | 教(妙卷)
- 12 潔(東・妙卷・妙) | 浄潔(伝・大)

- 13 余(妙卷・妙・伝・大) | 余還化(東)
- 14 唐(東・妙卷・伝・大) | 塔(妙)
- 15 案(東・妙) | 謹案(妙卷・伝・大)
- 16 璿(東・妙卷・妙) | 璿(伝・大)
- 17 国(東・妙卷・伝・大) | ナシ(妙)
- 18 山(東・妙・伝・大) | ナシ(妙卷)
- 19 戴(東・伝・大) | 戴(妙卷・妙)